

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 3 月 25 日（月） 午後 3 時
2. 開催場所 見附市役所 大会議室
3. 出席委員 1 1 名
1 番 齋藤高央 2 番 渡邊和明 3 番 佐藤徹
5 番 三本友子 6 番 齋藤義夫 7 番 関谷常夫
8 番 三沢孝喜 9 番 高橋行雄 1 0 番 小杉義光
1 1 番 櫻井政志
4. 欠席委員 2 名 小林平仁、山田久栄
5. 議事日程
 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 日程第 2 報告 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について
 報告 2 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について
 日程第 3 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
 議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について
 議第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
 議第 4 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
 議第 5 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
 議第 6 号 職員の任免について
6. 農業委員会事務局職員
 局長 北村保 次長 伴内美和 係長 菰澤亜紀子
7. 会議の概要

（午後 3 時 開会）

議 長 ただ今から、令和 6 年 3 月の農業委員会総会を開会します。

（関谷会長） 本日は欠席委員 2 名、小林平仁委員、山田久栄委員より報告がありました。現在の出席委員は 10 名でございます。よって、総会は成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては地域の議案もありますので、意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号 10 番、小杉義光委員と 11 番、櫻井政志委員の 2 名をお願いします。

議 長 報告に入ります。「報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理に
(関谷会長) ついて」事務局より報告をお願いします。

事務局 「報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について」報告いた
(伴内次長) します。
登記地目は田、面積 413 m²です。
転用目的は店舗建築敷地で平成 15 年頃に完工済みです。調査したところ農地
地目であることが判明したため、このたび届出が出されました。
申請地は市街化区域内で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響は
ないものと考え、審査の結果、受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議 長 「報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局よ
(関谷会長) り報告をお願いします。

事務局 「報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告いた
(伴内次長) します。
1 番から 10 番までは1件の届出案件で、それぞれ土地は水路を挟んで連続して
位置していますので、まとめて説明します。
登記地目は田、17 筆、面積合計 14,453 m²です。譲渡人は全部で 11 人です。
転用目的は資材置き場(工事発生土の仮置き)で、令和 6 年 6 月 25 日までの一
時転用です。権利種別は賃借権設定です。
11 番、登記地目は田及び畑、4 筆、面積合計 482 m²です。
転用目的は駐車場及び資材置き場で、権利種別は売買による所有権移転です。
1 番から 11 番まで、市街化区域内にある農地であり、周辺地域に与える影響は
ないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理し
たものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議 長 議事に入ります。「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。
(関谷会長)

事務局 「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」説明します。
(菰澤係長) 提出案件、全て所有権移転です。
1 番、2 番は同じ譲受人です。
1 番、申請地畑、面積 148 m²です。
2 番、申請地畑、面積 99 m²です。
申請地は譲受人の農地に隣接しており耕作面積を広げたいとのことで、譲渡人と話がまとまり農地を取得するものです。
次に 3 番、申請地目は田、2 筆、面積合計 3,033 m²です。
譲受人が耕作面積を広げたいとのことで、譲渡人と話がまとまり農地を取得するものです。
次に 4 番、5 番は農地の交換です。
それぞれ申請地目は畑、4 番は面積 370 m²、5 番は面積 297 m²です。
農地の場所を間違えて耕作していた事がわかり、農地の交換を行うものです。
次に 6 番、地目は田、面積合計 32.6 m²です。
譲受人の農地に隣接している場所で、確認したところ譲渡人の農地であることがわかり取得するものです。
次に 7 番から 11 番は、家族間の贈与です。
7 番、地目は田、面積 807 m²
8 番、地目は田、面積 1126 m²
9 番、地目は田、3 筆、合計面積 1,851 m²
10 番、地目は田、3 筆、合計面積 1,802 m²
11 番、地目は田、4 筆、合計面積 1,060 m²
これらの申請については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1 番、2 番について、地区担当委員の佐藤剛委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

佐藤委員 譲渡人が高齢のため農地を手放したい希望があり、譲受人は隣接する畑でニラを栽培しており話がまとまったものです。説明は以上です。

議 長 次に、3 番について地区担当委員の齋藤義夫委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

齋藤委員 譲受人は地域の生産組合のメンバーで熱心に農業を続けていくということで、譲渡人との話がまとまりました。

議 長 次に、4、5 番について、地区担当委員の廣瀬委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

廣瀬委員 50 年位前に農地の基盤整理があり、その頃から農地を間違えて耕作してきたそうです。ご主人が亡くなられて確認したところ誤りに気付いたので交換するものです。説明は以上です。

議 長 次に、6 番から 11 番までは、地区担当の私から補足説明いたします。
(関谷会長) 6 番は、耕作している農地のところに U 字溝が埋設されており、そこが分筆され農地として残っている事がわかったため農地を購入することになりました。7 番、8 番は所有者から奥さんと息子さんへの家族間の贈与、9 番、10 番も奥さんと息子さんへ家族間の贈与、11 番もお母さんから義理の息子さんへの贈与になります。7 番から 11 番は家族経営で農業をしており、引続き農業を家族でやっていくということで問題ないと思います。

議 長 それでは事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 1 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 続いて「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」上程
(関谷会長) します。事務局より説明願います。

事務局 「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。
(伴内次長)

申請地目は田、面積 229 m²です。

転用目的は農機具格納庫兼集荷場施設敷地で、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、権利種別は使用貸借権の設定です。申請地は農用地区域内農地であり、農業用施設として農用地利用計画で指定された用途として見附市から許可されていることから、農用地区域内農地の転用について例外許可に該当する農地であります。また、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書が

出されており、周辺の農地に与える影響はないものと考えられます。

本件の農業用施設は農地法、農振法の許可不要との思い込みがあり、完工済みです。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の小杉委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

小杉委員 母親から長男と、長年、畑を行ってきており、格納庫や野菜など集荷場が必要ということで、昨年、集荷場を建てましたが、必要な手続きやっていなかったということで、この度の申請となりました。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

三本委員 よくある例として、自宅に続く敷地に建物を建てたら、実は農地だったということが多かったと思いますが、農地に建物を建ててもいいのか教えてください。

事務局 農業用施設は、農振農用地の農地でも農業振興地域の整備に関する法律施行令の例外として認められています。手順としては、まずは農業振興地域の整備に関する許可を受けてから、農地法で転用許可を取ることになっています。今回は結果としては許可になる案件でしたが、まずは農業委員会にご相談いただくというのがいいと思います。

議 長 次に、「議第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。
(関谷会長) 説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、佐藤代理と、私、関谷は、当該議案の審議終了まで退席します。私が退席の間、見附市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項により、議事進行を佐藤代理が行うこととなっておりますが、本日は佐藤代理も退席のため、一旦事務局へお渡しします。よろしくお願いします。
(該当委員退席)

- 事務局
それでは、会長から説明のありましたとおり、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により会長が退席され、議長が不在となりました。議案を審議するために議長の選出が必要となりました。いかがいたしましょうか。
- （「事務局へ一任」の声）
- それでは、農地部長である櫻井政志委員に、この後の議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
- （「異議なし」の声）
- 異議なしのご意見ありがとうございます。
- それでは、櫻井政志委員に議長を務めていただきたいと思います。
- 議 長
（櫻井委員）
議長に指名されました、櫻井です。議事進行につきましてご協力お願いいたします。それでは「議第 3 号」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局
（菰澤係長）
「議第 3 号 農用地利用集積計画について」説明いたします。
- はじめに農用地利用集積計画による所有権移転です。
- 1 番、申請地目は田、面積は 6,400 m² です。
- 譲受人が農地の拡大を目指しており、話がまとまり農地を取得するものです。
- 続きまして、2 ページから 3 ページは、相対による利用権設定です。
- 利用権の設定は 10 筆、合計面積 13,438 m²です。
- 次に、4 ページから 13 ページは、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権設定です。
- 利用権の設定の合計面積は 101 筆、178,813.61 m²です。
- これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。
- 議 長
（櫻井委員）
事務局の説明が終わりました。所有権移転の 1 番について、地区担当委員の廣瀬委員より補足説明をお願いします。
- 廣瀬委員
譲渡人が農地を手放したい希望があり、譲受人は昨年、農業適格法人の法人化し地域の担い手として中心的な方です。息子さんも一緒に農業をやっています。問題ないと思います。
- 議 長
（櫻井委員）
事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
- （「ありません」の声）
- 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 3 号」について、原案

のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。退席された委員の関係案件が終了しました。皆様のご協力により、議事進行を滞りなく終えることができました。ありがとうございました。

それでは、退席された、関谷会長、佐藤代理は、入室をお願いします。

(退席議員 入室)

議 長 「議第 4 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について」上程します。
(関谷会長) 事務局より説明願います。

事務局 「議第 4 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見」について説明いたします。
(菰澤係長)

申請はすべて、新潟県農林公社から受け手の変更があったための移転です。促進計画の作成にあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から農業委員会の意見が求められています。

申請は 67 筆、合計面積は、21,682.87 m²です。

農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 「議第 5 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」上程します。事
(関谷会長) 事務局より説明願います。

事務局 「議第 5 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」説明いたします。
(伴内次長)

はじめに上程理由であります。農業委員会に関する法律第 37 条等に基づき、

例年 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、公表するとしています。

「最適化活動の目標設定等」は全部で 4 ページあります。

1 ページ目、「I 農業委員会の状況」は、統計等に基づいて記載しています。

2 ページ目、最適化活動の成果目標 (1)農地の集積 ①現状と課題では管内の農地面積が 2,620ha。これまでの集積面積 1,691ha、集積率 64.5%となっています。②目標については、見附市農業委員会は「農地等の利用の最適化に関する指針」のなかで令和 15 年度に集積率 91%という目標値を定めています。目標設定はそこを目指すこととして、今年度の新規集積面積を 69ha とする必要があります。その値を記載しています。(2)遊休農地の解消について、①現状と課題では直近の利用状況調査により、解消後に残った面積が 0.18ha。②目標ではその 1/5 の面積を解消するというもので、0.04ha を記載しています。

3 ページ目、(3)新規参入の促進では、現状では新規参入者の経営農地面積を記載しています。②目標では権利移動面積の3か年実績での平均値が98ha、その1割の9.8haを目標面積としています。これは将来的に農地を貸す際に、貸出し先が新規参入者でもいいと所有者が同意した面積の値です。

続いて2最適化活動の活動目標

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、9日としました。令和5年度最終はこれから確定しますが、見込みでは8日台中盤となりそうです。それを上回る目標ということで9日としました。年で一人、108日。各委員さんはこれを目指して活動記録簿に記載していただくことになります。
- (2) 活動強化月間の設定目標について3回としました。農地集積に関する取り組み。遊休農地の解消に関する取り組み。10年後を見据えた農地利用の話し合いとして設定しています。

4 ページをお願いします。(3)新規参入相談会への参加目標については1回としています。新潟県農業会議が主催する新規参入相談会への参加を予定しています。

以上のとおり公表したいと思いますので、ご承認をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第5号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長

「議第6号 職員の任免について」上程します。事務局より説明願います。

(関谷会長)

事務局

「議第6号 職員の任免について」説明いたします。

(事務局長)

農業委員会の事務局職員の任免について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき職員の任免の発令の承認を求めるものであります。

このたび、見附市の令和6年4月1日付けの人事異動の内示があり、現・農業委員会事務局の伴内美和次長の職を免じ、新たに市立病院介護施設部の菊地民男次長が転入し、農業委員会事務局次長の任命をお願いしたいものでございます。現・農業委員会事務局の佐野佳代子会計年度任用職員の職を免じ、新たに健康福祉課の小熊智子会計年度任用職員が転入し、農業委員会事務局会計年度任用職員の任命をお願いしたいものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 6 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、令和 6 年 3 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 50 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____